

## あなたの家族が **危ない!** その電話振り込め詐欺?

身内をかたる突然の電話、携帯電話にきた請求メール、融資を誘うダイレクメール、官公庁等に成りすましたハガキ。その手口は巧妙に仕掛けられた「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「投資詐欺」「還付金等詐欺」等の振り込め詐欺。

**まず確認！あわてないで！冷静に！**

**「電話番号が変わった」「お金を取りに行く」という電話は詐欺！**

**受取り型の振り込め詐欺急増中！**

オレオレ詐欺の犯人は、電話帳や卒業生名簿などの各種名簿などを元に、息子などの親族を装って電話をかけてきます。その口実は、「携帯電話の番号が変わった」、「会社の携帯電話だから登録しておいて」などと言って、連絡先を犯人グループの電話に誘導します。この時、相手は、声が違うことを怪しまれないように「カゼをひいて喉の調子が悪い」などと言って、息子などの声とは異なることを不自然に思われないようにします。後日、再び犯人から電話があった場合には、本物の息子等からの電話と思い込んでしまいます。そして

- ・ 電車で会社のお金が入ったカバンを置き忘れた。
- ・ 女性を妊娠させた。
- ・ 会社のお金を使い込んだ。監査でばれるとクビになる。
- ・ 友人の借金の保証人になった。
- ・ 株で失敗した。

など、トラブルが発生したことを口実にして、「自宅まで取りに行くからお金を用意して」などと言って、至急お金が必要であることを持ちかけます。ところが、「自分では行けなくなったので、同僚を行かせる」などと言って、「受け子」が現金を自宅等に取りに来て、だまし取られるのです。

# 新聞の購読・・・契約したけれどやっぱりやめたい!

新聞購読に関する相談が寄せられています。契約する際にはよく考えて慎重にしましょう。

## 【相談事例】

**事例1** 5日前、新聞販売店の担当者が自宅にやって来て購読を勧められた。新聞は読まないと思ったが、お米や洗剤をあげると言われて1年間の購読契約をした。しかし冷静になって考えたらやはり解約したい。受け取った契約書の裏面にクーリング・オフの記載があるが、具体的な方法を知りたい。

**事例2** 1か月前に新聞購読を勧める訪問を受けた。夕方の忙しい時間でバタバタしており、3か月間の契約をしてしまった。先週から新聞が配達されているが忙しくて読む時間がない。新聞代が勿体ないのでやめたい。

## 【アドバイス】

**事例1**は、クーリング・オフにより契約を解除できます。訪問販売によるクーリング・オフの申し出期間は契約書を受取った日から8日間です。官製ハガキに契約を解除すること、契約日、購読期間、住所、氏名を書き、新聞販売店の代表者宛に簡易書留で送付します（ハガキの両面をコピーして保管してください）。もらっている景品は販売店に返す必要があります。

**事例2**は、すでにクーリング・オフ期間が過ぎており、契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方的に解約できないのが原則です。購読を了承して契約しており、読む時間がないという理由で一方的に解約することはできません。

契約は約束なので、契約後はその内容に拘束されます。その場の雰囲気や安易に契約するのはやめましょう。

契約に関するトラブル  
消費者トラブルなど  
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セル中々郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

